

議案第 4 号

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 2 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の 1 の項事務の欄に次の 1 号を加える。

- (8) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表 2 の 1 の項事務の欄中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、同表中 1 7 の項を 1 8 の項とし、1 6 の項の次に次のように加える。

1 7	市長	生活保護法に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの (4) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (5) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの (6) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
-----	----	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(8) 乳幼児等医療費関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(9) ひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの</li> <li>(10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条第1号に掲げる情報</li> </ul>
--	--	--	---

別表2備考第9号中「関する情報」の次に「及び生活保護法に準じて行われる生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

---

#### 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、生活保護法に準じて行われる外国人に対する保護の決定等の事務に個人番号を利用することができるようにする等のため、関係規定を整備する。

## 議案第 5 号

### 苫小牧市奨学金返還支援基金条例の制定について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 2 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

### 苫小牧市奨学金返還支援基金条例

(設置)

第 1 条 本市への就業及び定住の促進を図ることを目的として市内の事業所に就職した大学生等に対して本市が実施する奨学金返還支援事業に要する経費の財源に充てるため、苫小牧市奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間

及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する目的のために基金の一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
理 由

本市が実施する奨学金返還支援事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとし、本条例を制定する。

議案第6号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和5年6月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第31条の6の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第31条の9の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申

告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、総務省令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第32条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第35条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の6の2第1項中「によつて」を「により」に、「第48条の9の12第3項各号」を「第48条の9の13第3項各号」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の6の5において同じ。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第35条の6の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第74条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の5の2第4項及び附則第16条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第74条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の苫小牧市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第31条の9の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第31条の9の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき苫小牧市税条例第31条の9の2第1項に規定する給与（以下この項

において「給与」という。) について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第74条第1号エ及び附則第16条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の5の2第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

-----  
理 由

森林環境税（国税）の導入に伴い、市民税の賦課徴収に併せて森林環境税の賦課徴収を行う規定を設ける等のため、関係規定を整備する。

議案第7号

苫小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和5年6月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、」を「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を利用して」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

-----  
理 由

移動端末設備を利用して、多機能端末機で印鑑登録証明書を交付できるようにするため、関係規定を整備する。

議案第 8 号

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 2 日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 診療科目は、内科、外科その他規則で定める診療科目とする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 病床数は次のとおりとする。

(1) 一般病床 3 7 8 床

(2) 感染症病床 4 床

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
理 由

医療需要や専門医の状況に応じて診療科目の変更を柔軟に行うため、関係規定を整備する。

議案第9号

苫小牧市火災予防条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和5年6月22日提出

苫小牧市長 岩 倉 博 文

苫小牧市火災予防条例の一部を改正する条例

苫小牧市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第13条の2第1項第2号中「不燃性」を「、不燃性」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第13条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講じる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第25条第1項中「場所で」を「場所で、」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「吸い殻」を「吸殻」に、「併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとする」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210

に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第25条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第30条第5項中「吸い殻」を「吸殻」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第25条及び第30条の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第13条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の苫小牧市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第25条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第25条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第25条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 理 由

急速充電設備の全出力の上限が撤廃されたことに伴い、当該設備の位置、構造及び管理に係る基準を改正する等のため、関係規定を整備する。